国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求） **第三十一条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　（略） 十三　（略） ３　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前年の所得が三百七十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ　受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等（所得税法に規定する扶養親族（三十歳以上七十歳未満の者に限る。）にあつては、控除対象扶養親族に限る。以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書 ロ　（略） ４～９　（略） （刑事施設に拘禁されている場合等における障害基礎年金等の支給の停止） **第三十四条の四**　法第三十六条の二第一項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略） （支給停止解除の申請） **第四十一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～九　（略） （削る）	（裁定の請求） **第三十一条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　（略） 十三　（略） ３　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前年の所得が三百七十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ　受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書 ロ　（略） ４～９　（略） （刑事施設に拘禁されている場合等における障害基礎年金等の支給の停止） **第三十四条の四**　法第三十六条の二第一項並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第十項及び第三十二条第十一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略） （支給停止解除の申請） **第四十一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～九　（略） 十　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ　遺族基礎年金所得状況届（様式第三号）